

地域子ども育成リーダー研修会参加者募集
～郷土愛を持った心豊かな「あきる野っ子」を育てよう～

この事業は、子どもに関する研修（全4回）を受講し、修了された方を「地域子ども育成リーダー」として市長が認定するもので、主な活動内容は、子どもの見守り活動や長年の経験・知識・技術を生かした、学習、スポーツ、文化活動、郷土芸能の指導や支援などです。さまざまな分野で子ども育成リーダーの皆さんにできる支援をしていただき、地域において、子どもを見守り、成長を支えていきます。

○日時・内容 表のとおり

○場所 あきる野市役所

○対象 子ども・子育て支援活動に意欲・関心のある方や地域で子どもの育成に関わっている方などで自ら「子ども育成リーダー」として活動できる20歳以上の方

○登録期間 3年（期間内に市が主催する研修を修了した方は、更新可）

○講師 NPO法人東京学芸大こども未来研究所

○定員 100人（抽選）

○費用 無料

○締切り 5月31日(火)

○申込み方法 電話か窓口で申し込んでください。

○申込み・問合せ 子ども政策課子ども政策係（直通518-7854）



平成27年度は102人の方を認定

表 研修日程

	日 時	研修内容
第1回	6月8日(水) 午後7時～9時	オリエンテーション 教育支援者とは
第2回	6月15日(水) 午後7時～9時	子どもを取り囲む環境
第3回	6月22日(水) 午後7時～9時	子どもの理解
第4回	6月29日(水) 午後7時～9時	子どもとの接し方
認定式	7月6日(水) 午後7時～9時	リーダーの交流

平成28年熊本地震への
災害義援金箱を
設置しました

市では、平成28年熊本地震で被災された方々への支援をするため、義援金箱を設置しています。義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送られます。皆さんの温かいご協力をお願いします。

▽義援金箱設置

●期間：5月20日(金)まで

●場所：市役所1階、中央公民館、中央図書館、東部図書館、エル、五日市フアインプラザ、秋川溪谷瀬音の湯
※五日市出張所と秋川ふれあいスクールガード
リーダーによる巡回

市では、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の一環として、警察官OBの方をスクールガードリーダーとして委嘱しています。スクールガードリーダ

●問合せ 総務課庶務係（直通558・1329）

センターは、あきる野市社会福祉協議会が設置しています。※今後、設置場所を増やすことがあります。

●その他：直接口座へ振り込む場合は、熊本県や日本赤十字社などのホームページで確認ください。

●問合せ 総務課庶務係（直通558・1329）

▽被委嘱者と担当学区

●小林兼良さん（東秋留小学校、西秋留小学校、南秋留小学校、一の谷小学校）
●伊藤博武さん（多西小学校、屋城小学校、草花小学校、前市の非常勤職員
（保育士）の募集▽職種 保育園保育士（屋城保育園）
▽勤務日 月曜日～土曜日（週4日以内）
▽勤務時間 午前8時～午後6時（実働7時間30分以内）
▽勤務内容 障がい児の保育
▽賃金 時給千円（土曜日1250円）
▽募集人員 2人
▽採用月日 6月1日
▽応募方法 5月12日(木)までに履歴書（上半身正面脱帽写真貼付）と保育士証の写しをお持ちください。
▽応募・問合せ 保育課保育係（直通558・1982）田小学校）
●柴田健次さん（増戸小学校、五日市小学校）
▽任期 平成29年3月31日まで
▽問合せ 教育総務課学務係5月5日～11日は
児童福祉週間です

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発を行っています。市民の皆さんもこの機会にぜひ、子どもの健やかな成長について考えてみましょう。

軽自動車税の税率改正に関するお知らせ

地方税法の一部改正により、平成28年度から軽自動車税の税率が改正されました。

○問合せ 課税課市民税係（直通558-1682）

二輪車等の税率

原動機付自転車				小型特殊自動車		二輪の軽自動車 (125cc超 250cc以下)	二輪の 小型自動車 (250cc超)
50cc以下	50cc超 90cc以下	90cc超 125cc以下	ミニカー	農耕作業用	その他（フォークリフトなど）		
2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

三輪以上の軽自動車の税率

区 分			平成27年 4 月 1 日以降に新車新規登録された車両				平成27年 3 月31日以前に 新車新規登録された車両	
			改正後の税率 (平成28年度 以降)	グリーン化特例（軽課） ※ 1			右の経年車 以外のもの	経年車重課 ※ 2 (最初の検査から 13年を越える経 年車)
				おおむね 75%軽減	おおむね 50%軽減	おおむね 25%軽減		
四輪 以上 の もの	家用	乗用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
		貨物	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
	営業用	乗用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
		貨物	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円
三輪のもの			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円

※1 グリーン化特例（軽課）…平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車は、一定の環境性能を満たすものについて、その燃費性能に応じて、取得の翌年度分（平成28年度分）に限り、軽自動車税が軽減されます。

●おおむね75%軽減…電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21年度排出ガス基準値よりNOx10%以上低減）

●おおむね50%軽減…（乗用）平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車（貨物）平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

●おおむね25%軽減…（乗用）平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車（貨物）平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※2 経年車重課…最初の新規検査を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車は、改正後の税率のおおむね20%の重課税率が適用されます。

国民健康保険

加入者を対象に

柔道整復（整骨院・接骨院）、鍼灸、あんま・マッサージの施術内容の点検を行っています

国民健康保険の医療費の適正化を図るため、整骨院などで施術を受けた方を対象に、施術内容を確認する調査書を市の委託を受けた専門業者からお送りすることがあります。

障がいがある方などの
軽自動車税は
免除になります

軽自動車などを使用する方は、一定の要件により申請する

調査は、受診日から数か月後になりますので、けがの箇所、原因、施術内容、日付などの記録・領収書の保管と調査の回答にご協力をお願いします。

▽委託事業者 ㈱オークス

▽問合せ 保険年金課国保係

申請方法 5月31日(火)までに申請してください。

その他 減免は、障がい者1人につき1台です（普通自動車などで減免を受けている方は受けられません）。

申請・問合せ 課税課市民税係（直通558・1682）